農業体験ツアー運営委託業務仕様書

１　業務名　農業体験ツアー運営委託業務

２　目　的

農作業を実際に体験し、地域の農業者と交流するイベントを効果的に実施することで、高知県内外在住の若者や女性に、高知県の農業に興味を持ってもらい、仕事としての農業の魅力を伝え、将来就農に結びつく潜在層の掘り起こしを行うとともに、就農意欲を喚起し、高知県での就農を検討する就農希望者の確保に繋げることを目的とする。

３　委託期間　契約締結日 ～ 令和 ８年 ３月６日まで

４　委託場所

　委託者（以下「甲」という。）・受託者（以下「乙」という。）協議のうえ決定する。

５　業務内容

（１）農業体験ツアーの企画・開催

 　高知県の農業に興味を持ってもらい、高知での就農をイメージできるよう、地域で活躍する農業者や先輩移住者などとの交流及び農作業体験を盛り込んだ、１泊２日の農業体験ツアーを２回開催する。

①対象者

・高知県の農業に興味がある50歳未満の者15名程度を確保すること。メインターゲットは30代までの若者・女性とする。

 ②場所

・高知県内の農業者の圃場等

 ③実施時期

・甲・乙協議のうえ決定する。

 ④参加費用

・ツアーへの参加費は徴収しない。

・自宅と集合場所との間の往復交通費、宿泊費、ツアー開催中の飲食費は参加者の自己負担とし、その他ツアー中の移動等に係る費用は委託料に含むものとする。

⑤その他

 　・ツアー内容の企画立案、参加者の募集、参加費の徴収、謝金の支払、開催場所および運営スタッフの手配、進行管理、ツアーの当日運営等一切の業務を行うこと。

 　・ツアー中は原則マイクロバス等を借り上げ、参加者がまとまって行動できるようにすること。

（２）ツアー参加者確保に向けた取り組みの企画・開催

　　ツアーへの参加意欲を高めるために、ツアーに先がけて集客やPRのための取り組みを提案、実施すること。（オンラインイベントやターゲット層の居住圏でのプレイベントの開催 等）

・乙の提案事項について甲・乙協議のうえ決定する。

・飲食等、実費を伴うプレイベントなどを開催する場合にはイベント参加者から費用を徴収すること。

（３）広報

 ・農業体験ツアーおよびツアー参加者確保に向けた取り組みの実施について、参加者の募集にかかる周知のため、SNSやwebで広く情報発信を行うこと。

（４）運営・対象経費 等

 ・参加者の情報については、甲と乙は適宜情報共有を行うこと。

 ・行程内の協力者の調整は甲と乙が連携して行うこととし、協力者等に対する謝金の支払いが必要な場合は、乙が委託料から支払うこと。

・参加者に対しアンケートを実施すること。項目は甲と協議のうえ決定し、アンケート実施後は結果の集計を行うこと。

 ・以下の経費については、全て委託料の中に含めるものとする。

　　PR･広告にかかる費用

当日運営スタッフの人件費、旅費

体験ツアーバス借り上げ代

受入れ農家への謝金

参加者の旅行保険加入にかかる費用

　 　 ツアー参加者確保に向けた取り組みにかかる費用（イベント会場使用料、農業者の生産物購入費 等）

その他、甲がイベントの実施に必要と認める経費

 ・委託料の支出内訳については、必要に応じて甲・乙協議の上決定する。

 ・イベント開催する場合の会場の手配や借り上げ費用の支払いは乙が行う。

・参加費の受入れについては、乙が行うこと。

・イベント開催において当日使用する農業者の生産物等がある場合は乙が購入、支払いを行うこと。

（５）目的の達成に効果的な事項（独自提案）

 ・本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。ただし、委託料内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

６　その他運営上の要件

（１）実施体制

・実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

・本業務の目的を達成するため、若者や女性の参加者を集めること。

（２）年間の事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

・契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

（３）事業実績報告書の作成

・事業実施後において、事業実績報告書を作成し、提出すること。

７　成果品

（１）事業実績報告書

〈内 容〉 本委託業務により実施した活動実績、広報用ビジュアル、アンケート結果

〈数 量〉 印刷物１部および電子データ

※納品場所 高知県農業会議

※納入期限 令和８年３月６日

８　契約に関する条件等

（１）再委託等の制限

乙は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（２）成果品の利用及び著作権

・乙は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条（複

製権）、第２３条（公衆送信権等）、第２６条の２（譲渡権）、第２６条の３（貸与権）、第２７条（翻訳権、翻案権等）及び第２８条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに甲に無償で譲渡するものとする。

ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、乙と協議の上決定するものとする。

・甲は、著作権法第２０条（同一性保持権）第２項に該当しない場合においても、その

使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、乙はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

・乙は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

９　機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

10　個人情報の保護

当該委託業務を通じて取得した個人情報については、甲の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受ける。

11　支払方法

　事業完了後、請求に基づき支払う。

12　仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協　議のうえ、承認を得ること。

13　その他

　　その他、本委託に関して必要な事項は、随時甲・乙の協議により決定するものとする。